



令和2年
(2020年) 6月1日(月)
No. 15181 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]……………(1)

主要判決全文紹介

〈知的財産高等裁判所〉

審決取消請求事件

〔多結晶質シリコン断片及び多結晶質シリコンロッドの粉碎方法〕事件－炭化タングステン粒子の「質量により秤量したメジアン粒径」の測定方法が不明。⇒明確性要件×。〕[上](全2回)

－令和元年(行ケ)第10095号、令和2年3月12日判決言渡(高部裁判長)－

【本判決の判旨、若干の考察】

1. 明確性要件の判断基準

(判旨抜粋)『特許法36条6項2号は、特許請求の範囲の記載に関し、特許を受けようとする発明が明確でなければならない旨規定する。同号がこのように規定した趣旨は、仮に、特許請求の範囲に記載された発明が明確でない場合には、特許が付与された発明の技術的範囲が不明確となり、第三者の利益が不当に害されることがあり得るので、そのような不都合な結果を防止することにある。そして、特許を受けようとする発明が明確であるか否かは、特許請求の範囲の記載だけではなく、願書に添付



SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー
電話: 03-5715-8651(代) FAX: 03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所長 弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘

会長 弁護士 金池 大白
井田 塚江
幸一 克久
建弘 貴則
司之 登子
三 林
相談役 弁護士 浅井 望
村 上 月
中 野 川
野 間
皓 一次之郎
亮 宣
史 修

相談役 弁護士 浅井 望
村 上 月
中 野 川
野 間
皓 一次之郎
亮 宣
史 修

弁護士 山下 平弓
田 原 岡
口 村 山
康 亮
明 彦
理 誠
太 男

浅村法律事務所

電話: 03-5715-8640(代) FAX: 03-3540-1997 E-mail: law@asamura.jp

所長 弁護士 浅村 昌弘

弁護士 後藤 晴男

弁護士 松川 直樹

弁護士 和田 研史